＼あなたの家は大丈夫？／

空き家を適正に管理しましょう

近年、全国的に空き家が増加しており、今後も少子高齢化や人口減少により空き家が増加すると予想されています。「空き家」を適正管理せずに放置し続けると、庭木や雑草の繁茂や屋根の飛散、ごみの不法投棄など地域の生活環境に悪影響をおよぼす恐れがあります。　問生活安全課（☎82-1133）

「空き家」が抱える様々な問題

放置された空き家が近隣の人々に迷惑をかけます。

- 道路や隣家にまで草木や雑草が伸びる
- 小動物などが侵入して、すみつく
- 軒板がゆがみ、瓦が落ち、塀が崩れる等、家の老朽化が進む

法改正※1により、管理不全の空き家は固定資産税の住宅用地特例※2が解除されることがあります。

※１：空家等対策の推進に関する特例措置法の一部を改正する法律（令和５年６月 14 日公布、６か月以内に施行予定）
※２：住宅用地の固定資産税が最大 1/6 に減額されるもの

空き家の有効活用

「空き家バンク」に登録しませんか

市では、空き家の有効活用を通して移住定住の促進および地域振興を図るため「空き家バンク」事業を行っています。

■「空き家バンク」とは？

空き家の売却または賃貸を希望する所有者等からの申込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して提供をする制度で、登録料は無料です。

空き家バンクに登録することで受けられる補助金（空き家家財道具等処分費補助金、空き家利活用改修補助金）もありますので、ぜひご検討ください。申請方法等詳しくは市ホームページをご覧いただくか、生活安全課までお問い合わせください。

家を売りたい
貸したい

家を探している人

【アットホーム㈱】　【㈱ライフル】　【空き家家財道具等処分費補助金】　【空き家利活用改修補助金】　【市 HP】